



各 位

平成28年5月30日

名古屋市中村区亀島二丁目13番8号
明治電機工業株式会社
代表取締役社長 林 正 弘
(コード番号：3388 東証第一部)
問合せ先：取締役企画管理本部長
舟 橋 範
(TEL 052-451-7661)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月30日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の第60回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能強化によりコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、平成28年6月28日開催予定の第60回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記に伴う所要の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日	平成28年6月28日（予定）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気機器・試験検査機械および諸機械の販売・製作ならびに修理 (2) 電気計測器および工業計器の販売ならびに修理 (3) 電気諸材料および部品の販売 (4) 医療機器および機械の販売 (5) 電気工事・管工事・機械器具設置工事ならびに電気通信工事の請負 (6) コンピュータ用ソフトウェア・ハードウェアおよび周辺機器の販売 (7) 半導体製造装置の販売ならびに修理 (8) 荷役機械・揚重作業車および高所作業車の販売 (9) 土木・建築資材・建設機械および仮設トイレの販売 (10) 前各号の機器および付属部品の輸出入業ならびにリースおよびレンタル (11) 各種機械の清掃紙の輸入および販売 (12) 特定労働者派遣事業 (13) 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気機器・試験検査機械<u>及び</u>諸機械の販売・製作<u>並びに</u>修理 (2) 電気計測器<u>及び</u>工業計器の販売<u>並びに</u>修理 (3) 電気諸材料<u>及び</u>部品の販売 (4) 医療機器<u>及び</u>機械の販売 (5) 電気工事・管工事・機械器具設置工事<u>並びに</u>電気通信工事の請負 (6) コンピュータ用ソフトウェア・ハードウェア<u>及び</u>周辺機器の販売 (7) 半導体製造装置の販売<u>並びに</u>修理 (8) 荷役機械・揚重作業車<u>及び</u>高所作業車の販売 (9) 土木・建築資材・建設機械<u>及び</u>仮設トイレの販売 (10) 前各号の機器<u>及び</u>付属部品の輸出入業<u>並びに</u>リース<u>及び</u>レンタル (11) 各種機械の清掃紙の輸入<u>及び</u>販売 (12) 労働者派遣事業 (13) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> (削 除) <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略) (単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利 4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利</p>	<p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) (現行どおり)</u> <u>(2) (現行どおり)</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式<u>及び</u>募集新株予約権の割当を受ける権利</u> <u>(4) (現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第三章 株主総会</p>	<p>第三章 株主総会</p>
<p>第13条～第14条 (条文省略) (招集権者および議長)</p>	<p>第13条～第14条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p>
<p>第15条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>第15条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。 (決議の方法)</p>	<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。 (決議の方法)</p>
<p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使)</p>	<p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。 2 (現行どおり) (議決権の代理行使)</p>
<p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。 い。</p>	<p>第18条 (現行どおり) 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>
<p>第19条 (条文省略)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第四章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当社は、<u>12名以内</u>の取締役を置く。</p> <p>2 (新 設)</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第四章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社は、<u>5名以内</u>の取締役(監査等委員である取締役を除く。)を置く。</p> <p>2 <u>当社は、4名以内の監査等委員である取締役を置く。</u></p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第22条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(移 設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役会の招集通知)</u> <u>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u> <u>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u> (代表取締役および役付取締役) <u>第25条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</u> 2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (移 設)</p> <p>(移 設)</p>	<p>(移 設) (代表取締役及び役付取締役) <u>第23条 (現行どおり)</u> 2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 <u>(取締役会の招集権者及び議長)</u> <u>第24条 取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <u>(取締役会の招集通知)</u> <u>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u> 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。 (削 除)</p>
<p><u>(執行役員)</u> <u>第26条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる</u> 第27条 (条文省略) <u>(相談役、顧問)</u> <u>第28条 取締役会の決議をもって、当会社に相談役および顧問を置くことができる。</u> (取締役会の決議の省略) <u>第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p>	<p>(削 除) 第26条 (現行どおり) (削 除) (取締役会の決議の省略) <u>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第32条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第30条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>第五章 監査役および監査役会 (員数) 第33条 当会社は、4名以内の監査役を置く。 (選任方法) 第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第36条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第五章 監査役および監査役会 (員数) 第33条 当会社は、4名以内の監査役を置く。 (選任方法) 第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第36条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第39条 <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第41条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	
<p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第五章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第35条 <u>監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	<u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第六章 計 算	第六章 計 算
第42条～第43条 (条文省略)	第37条～第38条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第44条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする。	第39条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日及び毎年9月30日とする。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	2 (現行どおり)
第45条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第60回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>